

令和6年度定時総会 資料



令和6年5月22日(水)
全日本私立幼稚園連合会

令和6年度 定時総会次第

- ・ 日 時 : 5月22日(水) 午前11時～午後4時
- ・ 会 場 : 東京「アルカディア市ヶ谷」3階「富士の間」

1. 黙祷

2. 開会宣言

3. 開会のことば 全日私幼連副会長 尾上 正史

4. 来賓挨拶

文部科学大臣	盛山 正仁 様
自由民主党幼児教育議員連盟会長	中曽根弘文 様
自由民主党幼児教育議員連盟副会長	遠藤 利明 様
自由民主党幼児教育議員連盟幹事長	山本 順三 様
自由民主党幼児教育議員連盟副会長	山谷えり子 様
自由民主党幼児教育議員連盟副会長	橋本 聖子 様
自由民主党幼児教育議員連盟事務局長	丹羽 秀樹 様

5. 来賓紹介

文部科学省大臣官房文部科学戦略官	梶山 正司 様
文部科学省高等教育局私学部長	寺門 成真 様
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長	前田 幸宣 様
文部科学省高等教育局私学部私学助成課長	板倉 寛 様

6. あいさつ 全日私幼連会長 田中 雅道

7. 議長の選出

8. 議事運営委員長報告・総会成立宣言

9. 議事録署名人の選任

10. 審議事項

- (1) 令和5年度事業報告・収支決算承認の件
- (2) 令和6年度事業計画案・収支予算案承認の件
- (3) 役員改選の件

11. 報告事項

- (1) (一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構からの報告

12. 閉会のことば 全日私幼連副会長 松岡 明範

13. 閉会宣言

令和5年度・事業報告（案）

全日本私立幼稚園連合会

●総務委員会

委員長 福井徹人
副委員長 浅利健自、宮崎史郷
委員 木村雅大、飯塚拓也、篠田佳幸、田中邦昌、金倉吏志、大谷英也
委員会 7回開催

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類感染症へ移行したことを受け、対面での諸会議の開催を行った。また、委員会においては、基本的にはオンラインを中心に会議を行い、各委員会ともにオンラインと対面の併用を行った。本委員会は、ガバナンス強化特別委員会からの答申を受け、会則、会則施行細則、規程類の変更に関する事。また、団体名称及び法人化ならびに委員会の適正化について継続協議を行っている。

- ①オンライン会議及び対面の諸会議に関する会務運営の協議を行った。
- ②正副会長・正副理事長・専務理事・委員会委員長会を開催し、各委員会委員長より現状の課題及び情報共有を（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携し行った。
- ③令和5年度の一般会計予算について、補正を行った。
- ④J K保険の加入促進を図るとともに、私立学校法改正に伴う学校法人役員賠償責任保険の周知を行った。
- ⑤長年、懸案とされてきた加盟園への情報提供のあり方として、直接、加盟園へメールにて情報共有を行う『こどもがまんなかJETmail』の運用を開始した。
- ⑥こどもがまんなかPROJECTの協力募金活動を行った。
- ⑦永年勤続者表彰事業を行った。
- ⑧全日本私立幼稚園PTA連合会の活動内容について連携し対応を行った。

【具体的活動内容】

1. 会議の開催

(1) 定時総会	令和5年	5月24日東京・アルカディア市ヶ谷	(出席者：130人)
(2) 理事会	令和5年	5月12日東京・私学会館	合同 (出席者：60人)
	令和5年	12月15日東京・私学会館	合同 (出席者：55人)
	令和6年	2月19日東京・私学会館	合同 (出席者：58人)
	令和6年	2月28日東京・私学会館	合同 (出席者：55人)
	令和6年	2月28日東京・私学会館	合同 (出席者：55人)
(3) 常任理事会	令和5年	4月28日東京・私学会館	(出席者：33人)
	令和5年	6月16日東京・グランドヒル市ヶ谷	(出席者：27人)
	令和5年	11月27日東京・私学会館	(出席者：27人)
	令和6年	2月19日東京・私学会館	(出席者：29人)
(4) 団体長会	令和5年	10月6日オンライン会議	(出席者：53人)
	令和5年	11月17日オンライン会議	(出席者：53人)
(5) 監査会	令和5年	4月21日東京・私学会館	(出席者：12人)
	令和5年	7月26日東京・全日私幼連事務局	(出席者：4人)
	令和5年	11月16日東京・私学会館	(出席者：11人)
	令和6年	2月20日東京・全日私幼連事務局	(出席者：7人)

2. 関係団体との連絡

- (1) 内閣府：男女共同参画推進連携会議：議員・田中雅道
- (2) 文部科学省：中央教育審議会初等中等教育分科会：臨時委員・岡本潤子
今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会：委員・尾上正史
学校法人会計基準の在り方に関する検討会：委員・内野光裕
私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議：委員・松岡明範
- (3) こども家庭庁：子ども・子育て支援等分科会：委員・尾上正史
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会：委員・内野光裕
子ども・子育て支援制度における継続的な見える化有識者会議：委員・角谷正雄
保育人材確保懇談会：委員・角谷正雄
- (4) 国土交通省：車両安全対策検討会幼児専用車ワーキンググループ：オブザーバー・内野光裕
- (5) 日本私立学校振興・共済事業団：共済運営委員会：委員・角谷正雄
共済年金制度研究委員会：委員・角谷正雄
- (6) 私学研修福祉会：理事・内野光裕、評議員・尾上正史
- (7) 全私学連合代表者会議：委員・田中雅道、尾上正史、内野光裕、松岡明範
- (8) 全国私立学校審議会連合会：副会長・内野光裕
- (9) 日本ユニセフ協会：顧問・田中雅道
- (10) OMEP日本委員会：理事・田中雅道
- (11) 日本防火・防災協会：評議員・尾上正史
- (12) 日本スポーツ振興センター学校安全推進会議：委員・角谷正雄

3. 役職員出張

各地区の研修会や地区会・都道府県団体に役職員が出張した。

4. 表彰事業

永年勤続表彰

50年以上 24人。40年以上 87人。30年以上 233人。20年以上 556人。合計900人。

5. 保険・福利厚生に関する事項

全日私幼連保険制度の理解を深め、その充実と加入促進を図り実績をあげた。

6. 推薦、協力、後援

○推薦／①令和5年度版・たのしいなつ（チャイルド本社）②映画「それいけ！アンパンマン ばいきんまんとかほんのルルン」（フレーベル館）

○後援／①第56回・第57回手紙作文コンクール（日本郵便株式会社）②連続セミナー[実例から知る、「発達の違い」が気になる子どもの教え方]第32回 第33回 第34回（特定非営利活動法人Education in Ourselves教育を軸に子どもの成長を考えるフォーラム）③第17回ビルメンテナンスこども絵画コンクール（公益社団法人全国ビルメンテナンス協会）④令和5年度・6年度 就職説明会（一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会）⑤第56回全国子ども会育成中央会議・研究大会（公益社団法人全国子ども会連合会）⑥第21回全日本年賀状大賞コンクール（日本郵便株式会社）⑦第44回全国歯科保健大会（厚生労働省）⑧第17回長崎県私学振興大会（長崎県私立中学高等学校協会）⑨子育てフォーラム・イン・とくしま・36（徳島県私立幼稚園・認定こども園協会／徳島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会）⑩うんちweak2023フォーラム排泄から子どものからだを考えよう（特定非営利活動法人日本トイレ研究所）⑪女性の健康週間（公益社団法人日本産科婦人科学会）⑫第72回全国幼児教育研究大会（愛知大会）（公益社団法人全国幼児教育研究協会）⑬ダンス指導研修会（一般社団法人ダンス教育振興連盟JDAC）⑭世界自閉症啓発デー2024・シンポジウム（一般社団法人日本自閉症協会）⑮令和6年度こども環境管理士資格試験（公益財団法人日本生態系協会）

●政策委員会

委員長 水谷豊三

副委員長 金子礎泰、野村良司

委員 前田元照、原田久雄、寺田 毅、鈴木教義、池田 清、吉田宏道、北川定行
熊原得也、境 信博

委員会 6回開催

【具体的活動内容】

1. 令和5年度政府予算については、私立高等学校等経常費助成費補助（幼稚園分）が1人当たり単価25,144円（224円増）
令和5年度 都道府県平均 204,504円 国基準単価 197,020円（国基準以下は3県のみ）、となった。
子ども・子育て支援新制度は平成27年4月よりスタートし、私立幼稚園からの移行が徐々に進み、令和5年4月1日現在の移行状況は、62.6%（4,797園）となっている。
令和6年度末までの移行予測は68.6%（5,257園）となっている。
2. 令和5年7月3日（月）、アルカディア市ヶ谷において第14回都道府県政策担当者会議を開催した。
①行政報告
②情報交換
③Kin1 バトル 田中雅道氏・安達譲氏
3. 都道府県別私学助成園の教員給与調査実施及び令和5年10月報告
調査期間 令和5年9月1日～令和5年9月13日
全日本私立幼稚園連合会加盟私学助成園 2,886園
回答園数（有効回答園数） 620園（600園）
教員10人以上園数 386園
月額平均賃金（全国）317,553円（令和4年6月給与・令和4年度賞与等）平均年齢33.2歳 勤続6.9年
4. 令和5年度都道府県別私学助成金調査実施及び報告
経常費補助金・特別補助・教育支援体制整備補助・施設整備補助・都道府県単費補助（私学共済・退職金財団・物価高騰対策・独自補助等）について調査し各都道府県団体に報告した。
5. 令和5年10月23日、24日、山形県・山形市で開催された、設置者・園長全国研修大会の研究講座2・振興を担当した。
当日の内容として、【私学法改正や、国の諸会議で議論されていることを紐解く】
第一部「私立学校法の一部改正と解説」知事所管の学校法人の寄付行為変更について要点を解説
講師 文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長 神山弘氏
第二部「今、行政サイド・諸会議で議論されていること」
講師 文部科学省初等中等教育局幼児教育課課長 藤岡謙一氏
パネリスト 全日本私立幼稚園連合会会長 田中 雅道氏
6. 文部科学省高等教育局私学部私学助成課より依頼／令和6年3月アンケート調査を実施。
未就園児の子育て支援活動に関する実態調査を実施し、データを私学助成課に提供した。
満3歳園児受け入れ状況
全国1,516回答園の内1,240園（82.8%）が満3歳児を受け入れている。
満3歳未就園児保育の利用実態
全国1,516回答園の内416園が未就園児保育に満3歳児を受け入れている。
満3歳未就園児親子登園の利用実態
全国1,516回答園の内713園が未就園児親子登園に満3歳児を受け入れている。
7. 子ども・子育て支援等分科会
政策委員長が文科省の事前レクに第1回～第5回まで出席し意見書作成に協力（リモート）
第4回は政策委員長が尾上分科会委員の代理として出席

●教育研究委員会

委員長 岡本和貴

副委員長 熊谷知子、川原恒太郎

委員 土谷直穂実、賀門康博、関口智行、佐藤緑郎、福島 賢、佐伯妙有、足立正和
倉科正豊、水原紫乃、早川 成、吉井 健

委員会 9回開催（別途小委員会を9回開催）

【具体的活動内容】

1. 幼稚園ナビに代わる新システムへの移行・運用

（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携し、令和6年3月より幼稚園ナビにかわる新システム「ゆたかなまナビ」を運用し、幼稚園教諭向けの研修を通して、幼児教育の質向上に寄与した。

2. 地区教育研修大会の実施

各地区において、地区教育研修大会を実施した。

北海道地区＝8月1日（札幌市、対面形式）

札幌ブロック：9月29日・30日（札幌市、対面形式）

道央ブロック：10月28日（小樽市、対面形式）

道南ブロック：10月14日（函館市、対面形式※基調講演はオンライン配信併用）

道北ブロック：10月21日（名寄市、対面形式※基調講演・分科会はオンライン配信併用）

道東ブロック：9月23日（釧路市、対面形式）

東北地区＝10月20日・10月21日（福島県、対面形式）

関東地区・神奈川地区＝8月9日・8月10日（群馬県、対面形式）

東京地区＝7月25日・26日（千代田区、対面形式）

東海北陸地区＝7月27日・28日（長野県、対面形式）

近畿地区・大阪地区＝7月24日～9月3日配信（和歌山県、オンライン形式）

中国地区＝8月21日・22日（鳥取県、対面形式）

四国地区＝8月3日・4日（香川県、対面形式）

九州地区＝8月3日・4日（大分県、対面形式とオンライン形式併用）

●経営研究委員会

委員長 佐々木慈舟

副委員長 森本嘉一、波多江教雄

委員 加藤 敏、中森茂治、井元紀行、堀江眞嗣、浅谷 学、藤森 至、貴田大介
清水宗祐、三宅貴之

委員会 6回開催

【具体的活動内容】

1. 少子化進行への経営的対応に関する事項

他委員会と連携して設置者・園長全国研修大会の重要な課題として対応を行った。

2. 幼稚園ナビの活用・人材確保に関する事項

幼稚園ナビに代わる新システムとして、求人（求職）機能は、経営研究委員会所管の下、令和6年3月1日から『幼稚園・こども園ジョブナビ』を運用することとなった。

3. 私立幼稚園・認定こども園の経営実態調査の実施と報告に関する事項

全日私幼連加盟の7,475園に実施調査票を配布し、2,865園（回収率38.3%）から回答を得た。調査結果をもとに保育料等の分析を行い、全日私幼連ホームページにて報告書を公開するための作業を進めた。

4. 第38回設置者・園長全国研修大会（山形県）の企画実施に関する事項

令和5年10月23日（月）～24日（火）、公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会協力の下、山形市・ホテルメトロポリタン山形にて設置者・園長全国研修大会を開催した。本大会は、対面形式とオンライン形式を併用し、全国各地から541名（対面：423名、オンライン：118名）の設置者・園長が参加した。23日は開会式に続き、講師：仲野益美氏（出羽桜

酒造株式会社 代表取締役社長（四代目蔵元）の記念講演『日本酒を世界の酒に山形を日本酒の聖地に〜挑戦と変革〜』、藤岡謙一氏（文部科学省初等中等教育局幼児教育課長）の行政報告『幼児教育の現状と課題』、馬場耕一郎氏（こども家庭庁成育局成育基盤企画課教育・保育専門官）の基調講演『こども家庭庁と幼児教育の関わりについて』を行った。24日は「研究講座1（教育）」演題：『園長・リーダーが知っておくべき教育的課題〜良質な園として存続するために〜in 山形』、「研究講座2（振興）」演題：『私学法一部改正や、国の諸会議で議論されていることを紐解く』、「研究講座3（経営）」演題：『『未来への航海：少子化時代における幼児教育・保育施設の持続と革新』、「研究講座4（認定こども園）」演題：『“こども誰でも通園制度”〜これからの認定こども園の使命と愛着形成を考える〜』以上、4講座を実施した。

5. 後継者育成研修会の開催に関する事項

令和6年2月26日（月）東京・私学会館にて、次世代の後継者を養成することを目的とした「後継者育成研修会」を開催し、全国から104名が参加した。本研修会はワークショップならびに講演（2部構成）を行った。ワークショップでは、テーマ「こどもがまんなかの幼稚園・こども園を目指し、保護者へどう伝えるか」について、グループごとに意見やアイデアを伝え合い、発表を行った。講演では、万木（ゆるぎ）尋己（ひろき）氏（こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付 企画調整係 主査）による『こども大綱について』、加藤積一氏（ふじようちえん 理事長・園長）による『「幼児教育こそ、国をつくる力がある!!」〜子どもの育ちとご家庭の幸せづくり、ふじようちえんの様々な取り組み100連発!!〜』、以上、2講演を実施した。

6. 全日本私立幼稚園PTA連合会全国大会の運営に関する事項

令和6年2月5日（月）東京・私学会館にて、全日私幼PTA連合会全国大会の個別懇談会ならびに全国大会を開催した。

7. その他

（一財）全日私幼研究機構と連携し、処遇改善等加算Ⅱに対応する動画コンテンツを企画・配信した。

配信コンテンツ一覧

- ・「会計中級」／講師：守屋俊晴氏（公認会計士・税理士守屋俊晴事務所所長）
石橋もと子氏（公認会計士・税理士守屋俊晴事務所税理士）
- ・「労務中級1,2,3」／講師：安岡知子氏（社会保険労務士法人人材総研）

●広報委員会

委員長 波岡伸郎

副委員長 千葉伸也

委員 小川せつ子、青柳貴也、遠州賢、塚本真紀、見山任昭、山内 淳

委員会 4回開催

【具体的活動内容】

1. 私幼時報の発行に関する事項

全国の私立幼稚園・認定こども園の設置者・園長を対象に、広報紙『私幼時報』を作成し、年12回、8,400部／発行した。内容の充実を図るため、国の最新情報の提供や総会等の紙面において、委員会委員が報告を行うなど、私立幼稚園・認定こども園関係者からの視点を交えて、団体の最新状況を発信した。

2. ホームページを活用した広報活動に関する事項

すでに毎号のデータをWeb上（加盟園限定ページ）にて公開していたが、加えて会長と「視点」のコラムを毎月更新して一般公開し、加盟園に向けてのみならず、広範囲に発信した。

3. こどもがまんなかPROJECT推進のための広報活動に関する事項

次年度以降も継続して、こどもまんなかPROJECTの活動にあわせ、広報活動を行う。

4. 他の委員会と連携し、園運営等の諸問題について調査の結果を報告した。

政策委員会より「各都道府県における特色ある振興活動について」の記事の提供、「未就園児保

育にかかる調査」についての結果報告、経営研究委員会からは「物価高アンケート」の結果報告を私幼時報にて掲載した。

●102条園委員会

委員長 溝渕真澄

副委員長 竹内一雄

専門委員 小山嘉治、福田博多、中尾賢治、永田真理、和田 誠、谷成 悟

委員会 4回開催

【具体的活動内容】

1. 令和5年度・102条園研究会議の企画・実施

「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格的実施を見据えた状況を踏まえ、102条園関係者だけでなく、学校法人立の先生方も参加していただける研修会を企画した。令和5年9月26日、東京・私学会館にて、「こども誰でも通園制度（仮称）」と題し、講演講師に本後健氏（こども家庭庁成育局保育政策課長）をお招きし、102条園研究会議を開催した。講演後は、参加者より事前に集めた質問および当日質問に対し、本後課長よりご回答いただき、情報交換を行った。なお、研修会の様子は、本連合会の広報紙『私幼時報11月号（R5）』に掲載した。

2. 令和5年度・102条園研修会の企画・実施

102条園をはじめとする、私立幼稚園を取り巻く状況変化に対応するため、令和6年2月29日、東京・私学会館にて102条園研修会を開催した。「教育用財産に対する相続非課税制度の対象相続人について」と題し、講演講師に白井健二郎氏（公認会計士・税理士・特定行政書士／（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・顧問税理士）をお招きし、ご講演いただいた。講演後は、参加者より事前に集めた質問および当日質問に対し、白井講師よりご回答いただき、情報交換を行った。なお、研修会の様子は、本連合会の広報紙『私幼時報5月号（R6）』に掲載した。

3. 令和5年分・青色申告決算の手引書等の作成

全日私幼連のホームページにて「青色申告の決算の手引き」（電子データ）を掲載し、102条園代表者に向けて、青色申告決算の手引書等をダウンロード・活用していただけるよう作成を行った。

●認定こども園委員会

委員長 濱名 浩

副委員長 石田明義、濱川喜亘、安本照正

委員 佐々木栄光、鮎川 剛、石田隆博、樽木陽子、富樫克哉、山崎拓史、木内啓嗣
河野 孝

専門委員 吉田耕一郎、濱本智子

委員会 8回開催

【具体的活動内容】

1. 認定こども園に関する情報の収集と発信に関する事項（経営研究委員会所管経営実態調査に協力等）

経営研究委員会所轄の『私立幼稚園経営実態調査報告』において、質問項目の作成から協力した子ども・子育て支援新制度分野を担当し、調査内容の充実を図った。

2. 子ども・子育て支援新制度見直しについては、国の子ども・子育て支援等分科会にて政策委員会と連携して意見書を提出した。主な項目として、4.5歳児の配置基準の改善、処遇改善（人件費、加算の一本化に対する懸念）、公定価格の見直し、こども誰でも通園制度（仮称）、不適切保育の対応、教育・保育の無償化および預かり保育の無償化金額の見直し、小規模保育事業の年齢範囲を拡大への懸念、保育所等における継続的な経営情報の見える化（会計基準の違いに基づく分析・公表、ここdeサーチの普及）、新子育て安心プラン後の体制整備（実態に合わせた待機児童解消に対する意見）以上の事を政策委員会と連携して国へ改善・要望等を意見し国に対応を求めた。

3. 感染症対策・自然災害や震災など危機管理に関する事項

(一財) 全日私幼研究機構と連携し、処遇改善等加算Ⅱに対応する動画コンテンツを企画・配信した。

配信コンテンツ: 保育環境としての通園バス～安心・安全の先を目指して～

講師: 境 愛一郎氏 (共立女子大学 家政学部 児童学科・准教授)

4. 少子化に伴う園児減少による園経営 (施設見学) に関する事項

令和6年1月に八戸にて行われた研修の一環として、田頭初美氏 (学校法人鳳明学園認定こども園こもれびのもり幼稚園理事長・園長) の施設見学を約70名の参加者とともに行った。見学箇所は幼保連携型認定こども園「こもれびのもり幼稚園」、「みんなの森オアゾ」、企業主導型保育施設「みんなの森のはらキッズ」、幼保連携型認定こども園「みどりのかぜエデュカーレ」、同認定こども園「みどりのかぜ北ウイング」の5施設。

5. 認定こども園移行園を対象とした研修会の企画・実施

令和5年7月4日、東京・アルカディア市ヶ谷にて認定こども園「教育・保育 質の向上」全国研修会を「子育てを真ん中にした、認定こども園の社会での存在意義・在り方を考える」をテーマに行った。行政報告では馬場耕一郎氏 (こども家庭庁成育局成育基盤企画課教育・保育専門官) が「保育政策について～こども家庭庁の役割～」をテーマに講演を行った。記念講演では中室牧子氏 (慶応義塾大学総合政策学部教授) が「教育に科学的根拠を～少子化の中で質の高い保育をどう目指すのか～」をテーマに講演した。他にも田頭初美氏 (学校法人鳳明学園認定こども園こもれびのもり幼稚園理事長) を迎えパネルディスカッションを行った。

山形県山形市で開催された、第38回設置者・園長全国研修大会の分科会を担当し、『“こども誰でも通園制度”～これからの認定こども園の使命と愛着形成を考える～』のタイトルのもと、政府の少子化対策“こども未来戦略方針”の一つ、『こども誰でも通園制度 (仮称)』のモデル事業が全国31市区町村で始まったことを受け、これからの認定こども園の使命と、愛着形成について研修を行った。こども誰でも通園制度 (仮称) は、0歳～2歳児でどこの保育施設にも通園していない、いわゆる“無園児”を就労に関係なく預かる事業で、次年度から給付制度への移行が位置付けられており、保護者の子育て不安と孤立を防ぎ、虐待防止に歯止めをかけるといった目的のもと、多様化する不確実社会での受け皿としての期待がかけられている。乳幼児期の健全な親子育ちをどのように支えるのか、十分な愛着形成を大切に子どもの育ちと家族の支援をするにはどのような制度が良いのか。一方で、保育現場の負担が増すことが予測され、保育教諭の負担感、保育の質の担保の問題なども予想されている同制度の、これからの未来性と課題について分科会を行った。また、令和6年1月22日から23日にかけて、青森・八戸プラザホテルにて令和5年度第2回認定こども園「教育・保育 質の向上」全国研修会を開催した。「こどもまんなか社会における、認定こども園の存在意義・在り方を考える」をテーマに、記念講演では遠藤利彦氏 (東京大学大学院教育学研究科教授) が「アタッチメントの形成と認定こども園の役割」についての講演を、行政報告では馬場耕一郎氏 (こども家庭庁成育局成育基盤企画課専門官) が「こども誰でも通園制度ならびに新制度の見直し」についての講演を行った。続くシンポジウムは、坂崎隆浩氏 (社会福祉法人清隆厚生会理事長) を加え、「新制度の見直しと認定こども園のあり方について」をテーマに行われた。翌日は初の試みとして、田頭初美氏 (学校法人鳳明学園認定こども園こもれびのもり幼稚園 理事長・園長) の施設見学を行った。

6. 政策委員会と連携した関係省庁との協議・連絡及び政府予算対策運動に関する事項

政策委員会と連携し、幼児教育の振興に向けた要望として、令和6年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望書を自由民主党幼児教育議員連盟等に提出した。令和6年度予算編成に向けては、私立高等学校等経常費助成費補助制度 (幼稚園分) の拡充等、子ども・子育て支援新制度、幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制・施設整備の支援についてを要望した。

7. 他団体との連携

OECDより田熊美保氏を迎え、日本OECD共同研究の一環として「OECD Education 2030プロジェクト：世界の幼児教育・保育への示唆」研修会をこどもがまんなかプロジェクトとも協力し、令和6年3月6日・アルカディア市ヶ谷にて開催した。

●こどもがまんなかPROJECT企画推進会議

会議メンバー 田中雅道、尾上正史、山西幸子、角谷正雄、内野光裕、松岡明範

安家周一、宮下友美恵、川名マミ、福井徹人、水谷豊三、岡本和貴、佐々木慈舟
溝渕真澄、濱名 浩、加藤積一、藤本明弘

委員会 2回開催

【具体的活動内容】

1. 冊子「絵本ガイドブック」「22世紀の日本が輝き続けるために」「未来を生きる子どもたちのために」の発行・配布・普及について
全日私幼連のホームページ上にて、幼児教育の重要性を伝える冊子「絵本ガイドブック」「22世紀の日本が輝き続けるために」「未来を生きる子どもたちのために」を販売し、普及に努めた。
2. 共生・国際的支援活動（「国内外の災害支援活動」、「みんなのゆめをつなごう－シードペーパー」の普及、国際貢献活動等）
3. 日本文化、地域文化、各国文化の学び・継承（日本の風土に基づいた催事、食文化の学び、親子のコミュニケーションの活性化、世界とこどもを結ぶ活動等）
4. 社会への普及啓発活動（マスメディアへの広報活動、サポーターシップ活動、個人や企業の募金、各幼稚園等の募金等）
5. その他（協賛・後援団体（企業）の募集について等）
本PROJECTの趣旨を広く団体や企業様へ伝え、その意義を社会に普及するために、継続的な活動を行えるよう準備を行った。

●政令指定都市特別委員会

委員長 柿迫重正

副委員長 松尾 創

委員 阿部光浩、金子真理子、岸 憲秀、鈴木伸司、斎藤聖治、松本克巳、三木治郎
村上順滋

委員会 2回開催

【具体的活動内容】

1. 大規模園が集中する大都市（各政令指定都市・中核市）特有の子ども・子育て支援新制度移行が進みつつある状況を鑑み、私学助成園・新制度移行園（認定こども園を含む）共に、今後の運営の在り方について意見交換を行った。
2. 政令指定都市・中核市に対する、全ての類型の認定こども園・幼稚園に関する都道府県からの権限移譲について意見交換を行った。
3. 政令指定都市・中核市における地方版子ども・子育て会議や、利用定員設定や施設整備に関わる審議会への私幼団体の積極的な参画について意見交換を行った。
4. 幼稚園・認定こども園が行う一時預かり事業幼稚園型（2歳児定期利用等）、一時預かり事業一般型、小規模保育所併設等、都市部における待機児童解消の方策に関しての各政令指定都市・中核市担当部局との円滑な連携や協力について意見交換を行った。
5. 各政令指定都市・中核市を総括している都道府県私幼団体とのしっかりした協力体制と円滑な連携体制の在り方について意見交換を行った。
6. 各政令指定都市・中核市に対し、既に都道府県から権限移譲されている制度や補助システム等についての情報交換を行った。
7. 1～6の意見交換を受けて、令和6年2月21日（水）、令和5年度政令指定都市特別委員会研修会を開催した。研修会は二部構成で行い、第一部では、神山弘氏（文部科学省 高等教育局 私学部私学行政課長）をお招きし、「私立学校法の改正について」と題し、ご講演いただいた。また、第二部では、中谷晃氏（長崎市・医療法人山の手クリニック院長）より、「愛着形成への支援～長時間保育やメディア利用による子どもへの影響と対策～」について、ご講演いただいた。政令指定都市や中核市園の参加者を中心に、今後の幼児教育について理解を深める最良の機会となった。

令和5年度・全日私幼連会費納入額内訳

(令和6年3月31日現在)

都道府県		加盟園数	納入額 (園割 A)	園児数	納入額 (園児数割 B)	納入額 (A + B = C)
北海道		515	6,180,000	55,102	3,857,140	10,037,140
東北	青森	91	1,092,000	5,617	393,190	1,485,190
	岩手	73	876,000	7,396	517,720	1,393,720
	宮城	178	2,136,000	20,796	1,455,720	3,591,720
	秋田	59	708,000	5,638	394,660	1,102,660
	山形	80	960,000	7,661	536,270	1,496,270
	福島	129	1,548,000	15,448	1,081,360	2,629,360
関東	茨城	185	2,220,000	24,033	1,682,310	3,902,310
	栃木	188	2,256,000	26,297	1,840,790	4,096,790
	群馬	115	1,380,000	14,020	981,400	2,361,400
	埼玉	507	6,111,000	82,263	5,758,410	11,869,410
	千葉	335	4,020,000	50,354	3,524,780	7,544,780
	新潟	104	1,248,000	10,840	758,800	2,006,800
	山梨	55	660,000	5,645	395,150	1,055,150
東京		779	9,348,000	106,803	7,476,210	16,824,210
神奈川		570	6,840,000	84,091	5,886,370	12,726,370
東海・北陸	富山	47	564,000	5,124	358,680	922,680
	石川	57	684,000	5,575	390,250	1,074,250
	福井	30	360,000	2,943	206,010	566,010
	長野	99	1,188,000	9,983	698,810	1,886,810
	岐阜	95	1,140,000	16,759	1,173,130	2,313,130
	静岡	229	2,748,000	31,153	2,180,710	4,928,710
	愛知	405	4,860,000	65,282	4,569,740	9,429,740
近畿	三重	61	732,000	10,011	700,770	1,432,770
	滋賀	17	204,000	1,522	106,540	310,540
	京都	147	1,764,000	16,172	1,132,040	2,896,040
	兵庫	228	2,736,000	36,331	2,543,170	5,279,170
	奈良	41	492,000	5,016	351,120	843,120
大阪	和歌山	31	372,000	4,329	303,030	675,030
大阪		416	4,992,000	75,909	5,313,630	10,305,630
中国	鳥取	27	324,000	3,921	274,470	598,470
	島根	9	108,000	443	31,010	139,010
	岡山	34	408,000	5,283	369,810	777,810
	広島	198	2,376,000	24,603	1,722,210	4,098,210
	山口	119	1,428,000	12,742	891,940	2,319,940
四国	徳島	11	132,000	1,234	86,380	218,380
	香川	36	432,000	4,968	347,760	779,760
	愛媛	98	1,176,000	13,111	917,780	2,093,780
	高知	26	312,000	2,544	178,080	490,080
九州	福岡	400	4,800,000	52,801	3,696,070	8,496,070
	佐賀	88	1,056,000	9,796	685,720	1,741,720
	長崎	108	1,296,000	11,005	770,350	2,066,350
	熊本	103	1,236,000	11,887	832,090	2,068,090
	大分	63	756,000	7,140	499,800	1,255,800
	宮崎	102	1,224,000	8,949	626,430	1,850,430
	鹿児島	146	1,752,000	16,115	1,128,050	2,880,050
	沖縄	25	300,000	2,370	165,900	465,900
合計		7,459	89,535,000	997,025	69,791,750	159,326,750

A園割会費＝12,000円×加盟園数

B園児割会費＝70円×加盟園児数

園割会費（A）＋園児数割（B）＝会費納入額（C）

令和5年度こどもがまんなかプロジェクト協力金一覧

(単位:円)

都道府県	合計	都道府県	合計
北海道	0	滋賀	0
青森	20,000	京都	0
岩手	60,176	兵庫	0
宮城	0	奈良	123,237
秋田	0	和歌山	0
山形	84,230	大阪	0
福島	57,000	鳥取	0
茨城	0	島根	0
栃木	0	岡山	0
群馬	10,000	広島	0
埼玉	0	山口	0
千葉	0	徳島	0
新潟	0	香川	0
山梨	0	愛媛	0
東京	0	高知	0
神奈川	0	福岡	104,400
富山	50,000	佐賀	0
石川	50,000	長崎	0
福井	0	熊本	0
長野	0	大分	100,000
岐阜	0	宮崎	19,000
静岡	0	鹿児島	10,000
愛知	0	沖縄	60,000
三重	0	その他	49,852
		合計	797,895

令和6年能登半島地震 義援金納入額一覧

(単位：円)

都道府県	納入額	都道府県	納入額
北海道	3,393,140	滋賀	
青森	1,132,615	京都	8,745,031
岩手	2,035,482	兵庫	※
宮城	3,167,665	奈良	2,587,915
秋田		和歌山	1,102,467
山形	2,663,728	大阪	3,755,471
福島	2,153,087	鳥取	933,642
茨城	2,593,524	島根	118,000
栃木	8,043,692	岡山	1,725,942
群馬	3,086,216	広島	2,768,402
埼玉	5,779,252	山口	1,287,115
千葉	3,120,209	徳島	299,622
新潟	958,721	香川	621,930
山梨	1,405,942	愛媛	300,000
東京	6,981,385	高知	150,000
神奈川	4,229,639	福岡	7,648,592
富山		佐賀	908,803
石川		長崎	2,104,173
福井	1,316,143	熊本	3,843,760
長野	2,468,671	大分	966,095
岐阜	3,417,961	宮崎	2,379,484
静岡	5,936,381	鹿児島	1,329,320
愛知	3,236,170	沖縄	240,918
三重	2,008,327	合計	112,944,632

令和6年5月20日現在

※兵庫県は「令和6年能登半島地震兵庫県義援金募集委員会」窓口にて5,497,649円を納入済み

研修会収入内訳

（単位：円）

内 訳	金 額
設置者園長全国研修大会	12,184,000
後継者育成研修会	910,000
認定こども園全国研修会	2,680,000
政令指定都市特別委員会研修会	435,000
合 計	16,209,000

その他収入内訳

（単位：円）

内 訳	金 額
推薦料	155,000
私幼時報（広告）	5,370,000
経営ダブルアシスト（制度普及推進費）	5,199,726
オンデマンド配信（一財全日私幼研究機構）	639,000
合 計	11,363,726

こどもＰＪ事業収入内訳

（単位：円）

内 訳	金 額
協賛企業	4,606,800
冊子販売（権利条約）	36,200
合 計	4,643,000

設置者・園長全国研修大会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場費	9,480,239
オンデマンド配信費	1,816,500
講師（講師料・旅費）	470,000
運営委員会費（交通費含む）	2,816,469
印刷費	780,306
通信費	21,275
地元団体助成金	450,000
雑費	6,000
合 計	15,840,789

後継者育成研修会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場・会議費	458,251
旅費	303,020
講師料	193,607
合 計	954,878

認定こども園全国研修会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場・会議費	1,170,334
旅費	1,390,344
講師料	187,740
合 計	2,748,418

政令指定都市特別委員会研修会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場・会議費	308,896
旅費	312,560
講師料	83,528
合 計	704,984

令和6年度 事業計画（案）

全日本私立幼稚園連合会（以下、「全日私幼連」という）は、全国の私立幼稚園並びに私立幼稚園由来の認定こども園のほぼ全ての園からなる全国組織であり、国及び地方公共団体の施策の実現や予算確保の推進力として、国の施策等に深く関与しており、高く評価され、認知されています。

しかし、全日私幼連で起こった不祥事においては、加盟園、保護者のみならず社会に対して信用を失墜させてしまいましたが、ガバナンス強化特別委員会からの提言を受け、各種改革をひとつずつ実行に移し信頼回復に全力であたっているところです。諸会則（会則・会則施行細則）の見直し、会計の透明化（諸規程の変更、外部監事の招請等）を終え、今後は、法人化を視野に入れた組織改革を推し進め“新たな団体”として出発すべく、丁寧に着実に改革を進め、不祥事に関する総括等を加盟園へ周知・報告する所存であります。

さて、急激な少子化に伴い、加盟園の運営が危ぶまれています。加盟園が継続して安定した運営できるよう、今こそ加盟園と共に全日私幼連の下に結集し、一致団結し協力する体制を構築しなければいけません。そのためには、“こども目線での子育て支援”が重要であり、全日本私立幼稚園PTA連合会と連携し、私立幼稚園由来の幼稚園・認定こども園が各地域の特性や実情に応じ、子どもたち一人ひとりの幸せな人生を送ることができる、良質な幼児教育の提供ができる活動を引き続き行って参ります。全ての子どもたちへ『良質な幼児教育の環境を提供』するためには、全日私幼連単独で国に対して要請・要望するのではなく、他団体と手と手を取り合い連携し、政策要望・振興活動を行い少子化に歯止めをかけていきたいと考えています。

また、全日私幼連は、日本で唯一の私立幼稚園由来の幼稚園・認定こども園の全国団体です。加盟園の半数以上が「子ども・子育て支援新制度」へ移行し、それぞれの制度の違いから政策要望に違いはありますが、引き続き、国（文部科学省・こども家庭庁等）に対して要望活動を行うとともに自由民主党「幼児教育議員連盟」等と連携し振興活動を行い、『幼児教育振興法』成立のために働きかけていきます。幼児教育振興法を成立させるには、全日私幼連の存在意義や法案成立に向けた明確なビジョンを加盟園のみならず社会へ伝えていかなければなりません。そのためには、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構とパートナーシップ協定を結び、『こどもがまんなか』社会の実現とともに『日本の幼児教育』をけん引する全国団体として誇りを持って活動していく所存であります。

総務委員会

【具体的活動内容】

〈会務に関する事項〉

1. 会務の総括に関する事項
2. 組織機能強化に関する事項
 - ・ 役員の役割（責任と権限）並びに任期の明確化
 - ・ 委員会体制の見直し
 - ・ 組織の法人化の検討
 - ・ 役員と事務局員との密接な連携
3. 各種会議に関する事項
 - ・ 各種会議の開催
 - ・ オンライン会議の活用による諸会議や委員会活動の活性化
4. 事務局に関する事項
 - ・ 事務局体制の強化（職員の採用、総務委員のフォローなど）
5. （一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構との調整に関する事項
6. 全日本私立幼稚園PTA連合会に関する事項
 - ・ 事業計画や予算案等の検討、作成（PTA連合会常任委員会との連携を図る）
7. 会則等の見直し
 - ・ 会則
 - ・ 会則施行細則
 - ・ 総会議事規則
 - ・ 旅費規程
 - ・ 事務局就業規則
8. 各種情報発信に関する事項
 - ・ 加盟園への情報提供体制の見直し及び実施

〈会計に関する事項〉

9. 予算・決算および会計その他財務全般に関する事項
 - ・ 予算の見直し（本連合会の活動目的に合わせた）
10. 会費に関する事項
 - ・ 会費の見直し及び執行について

〈その他〉

11. JK保険の充実、加入促進に関する事項
12. 表彰に関する事項
13. 震災復興に関する事項
14. 国際交流事業に関する事項
15. 災害積立金に関する事項
16. 全日私幼連要覧の作成
17. 他の委員会の所管に属さない事項

政策委員会

【具体的活動内容】

1. 私立幼稚園・認定こども園の振興に関する事項
 - (1) 【一般補助】 私立幼稚園経常費助成の国基準単価の増額要望
・令和5年度 都道府県平均 204.504円 国基準単価197.020円（国基準以下は3県のみ）
 - (2) 「特別補助」の都道府県導入率の向上のための都道府県団体への啓発
 - ①教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）の都道府県実施率の向上
 - ②教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）の充実
 - ③私立幼稚園等の特別支援教育経費の充実
 - (3) 「特別補助」の交付税交付金化への要望
 - (4) 私学助成園の処遇改善（都道負担増額の確保）
 - (5) 3歳未満在宅児の受け皿を充実（施設型給付園と共通）
 - (6) 基礎自治体と私学助成園の関係充実
 - (7) 地域特性を踏まえた私学助成園の運営と振興
 - (8) こども誰でも通園制度（仮称）への対応
2. 施設型給付園の振興に関する事項
 - (1) 認定こども園委員会との連携
3. 幼稚園由来の施設型給付園の独自の在り方を追求
 - (1) 保育所・保育所由来の施設型給付園との違いを探究
 - (2) 3歳未満在宅児の受け皿を充実（私学助成園と共通）
 - (3) 施設型給付園の処遇改善
4. 研究課題に関する事項
 - (1) 私学助成・公定価格と適切な保育料に関する事項
 - (2) 私学助成と施設型給付の違いに応じた対応
 - (3) 保育料無償化の検証 ゼロ価格効果の検討
 - (4) こどもがまんなかとしての振興対策を提言していく
5. 諸会議及び研修
 - (1) 政策担当者会議の開催
 - (2) 設置者・園長全国研修大会 分科会（振興）の担当
 - (3) 子ども・子育て支援等分科会（現子ども・子育て会議）

教育研究委員会

【具体的活動内容】

1. 地区教育研修大会の実施に関する事項
2. 全国教育研究、事務局担当者会議の実施に関する事項
3. 幼児教育の質の向上に関する事項

経営研究委員会

【具体的活動内容】

1. 少子化進行への経営的対応に関する事項
2. 「幼稚園・こども園ジョブナビ」の活用・人材確保に関する事項
3. 就業規則等、労務管理に関する事項
4. 処遇改善・給与体系等、評価に関する事項
5. 私学法改正に関する事項
6. 税制に関する事項
7. 私立幼稚園・認定こども園の経営実態調査の実施と報告に関する事項
8. 第39回設置者・園長全国研修大会（奈良県）の企画実施に関する事項
9. 後継者育成研修会の開催に関する事項
10. 全日本私立幼稚園PTA連合会全国大会の運営に関する事項
11. その他、経営に関する事案に適宜対応する

広報委員会

【具体的活動内容】

1. 私幼時報の発行に関する事項
 - ・全国の私立幼稚園・認定こども園の設置者・園長を対象に私幼時報を発刊する。年12回、8,400部（1回あたり）発行予定。
2. ホームページを活用した広報活動に関する事項
 - ・ホームページへの掲載情報の充実化を目指すことで全日私幼連の団体活動等を周知する。
3. こどもがまんなかPROJECT推進のための広報活動に関する事項
 - ・私幼時報やホームページ等を通じてこどもがまんなかPROJECT推進のための広報活動を行なう。
4. 他の委員会と連携し、園運営等の諸問題についての調査協力を行う。
5. 私幼時報を身近なものとするべく、私幼時報の紙面充実をはかる。

102条園委員会

【具体的活動内容】

1. 子ども・子育て支援新制度に関する事項
2. 各市区町村、各都道府県団体との情報交換と補助のあり方に関する事項
3. 102条園特有の問題に関する税制等の調査研究に関する事項
4. 幼児教育の無償化への対応に関する事項
5. その他、102条園に関する事項

認定こども園委員会

【具体的活動内容】

1. 認定こども園に関する情報の収集と発信に関する事項（経営研究委員会所管経営実態調査に参加）
2. 子ども・子育て支援新制度見直しに関する事項
3. 政府の進める「幼児教育・保育の無償化」後の課題に関する事項

4. 感染症対策・自然災害や震災など危機管理に関する事項
5. 少子化に伴う園児減少による認定こども園の園経営（施設見学）に関する事項
6. 認定こども園に関する調査・研究に関する事項
7. 政策委員会と連携した関係省庁との協議・連絡及び政府予算対策運動に関する事項
8. 他団体との連携

こどもがまんなかPROJECT企画推進会議

【具体的活動内容】

1. 冊子の発行・配布・普及に関する事項
 2. 共生・国際的支援活動に関する事項
 3. 日本文化、地域文化、各国文化の学び・継承に関する事項
 4. 社会への普及啓発活動に関する事項
 5. 他委員会等との連携・共有に関する事項
 6. 協賛・後援団体（企業）の募集に関する事項
-

政令指定都市特別委員会

【具体的活動内容】

1. 比較的に大規模園が集中する大都市（各政令指定都市・中核市）特有の子ども・子育て支援新制度移行が進みつつある中、私学助成園・新制度移行園（認定こども園を含む）共に今後の運営の在り方や各都市における少子化対策についての調査・研究に関する事項
2. 政令指定都市・中核市に対する、全ての類型の認定こども園・幼稚園に関する都道府県からの権限移譲についての調査・研究に関する事項
3. 政令指定都市・中核市における地方版子ども・子育て会議や、利用定員設定や施設整備に関わる審議会への私幼団体の積極的な参画についての調査・研究に関する事項
4. 幼稚園・認定こども園が行う特別支援事業や一時預かり事業幼稚園型（2歳児定期利用等）、一時預かり事業一般型、小規模保育所併設等、各政令指定都市・中核市の課題についての調査・研究に関する事項
5. 各政令指定都市・中核市を総括している都道府県私幼団体とのしっかりした協力体制と円滑な連携体制の在り方に関する事項
6. 各政令指定都市・中核市に対し、既に都道府県から権限移譲されている制度や補助システム等についての情報交換の場として、年に一回特別委員会研修会の開催に関する事項

令和 6 年 2 月 2 8 日

令和 6 年度 全日私幼連会費についての再提案

令和 6 年度の全日私幼連会費については、下記の通り算出を行うこととする。

会費：[園割会費] 12, 0 0 0 円 + [園児割会費 7 0 円] ×
[当年度 5 月 1 日現在の都道府県私立幼稚園団体報告による
園児数] + 1, 5 0 0 円（特別会費）

※ただし令和 6 年度も本年度同様、会員の園に在籍する園児
で 3 号認定子どもである園児の数を含めるものとする

案

私 幼 第 060XX 号

令和 6 年 5 月 XX 日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会

会 長 田中 雅道

経営研究委員長 佐々木慈舟

令和 5 年度人事院勧告に伴う人件費改定分の対応について

日頃より、本連合会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年度公定価格における人件費の改定分について、令和 6 年 3 月 8 日付で、国から一部改正の通知が出されました（別添資料①）。本通知では、改訂後の公定価格について令和 5 年度の人事院勧告に伴う人件費の改定率より低い公定価格とされていたことから、国は各都道府県に対し、「当初予算の公定価格と補正予算後の公定価格の差額」又は「旧通知の算式に 0.9（調整率）を乗じた額」のいずれかを、公定価格上の人件費の改定分として取扱い可能とする旨を示しています。しかしながら、一部の市町村によっては、各教育・保育施設における人件費改定分の対応がなされていない可能性があるとの情報を入手いたしました。本委員会としては、今一度、貴団体から都道府県の担当部署に対し、管内市町村へ情報伝達ができているか、状況確認のご対応をお願いさせていただきたく存じます。あわせて、加盟園に対しては、市町村から人件費改定分における通知及び対応を受けているかをご自園で確認してもらえよう、加盟園向け文書を作成いたしましたので、周知の際にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

つきましては、以下にご対応いただきたい事項を記載いたしますので、「公定価格に関する FAQ（よくある質問）（Ver. 24）No. 221」（別添資料②）とあわせてお目通しいただきたく存じます。

今後も本連合会より、必要な情報を適宜伝達させていただきますので、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

◎貴団体で確認していただきたいこと

- ・都道府県の担当部署に対し、管内市町村へ人件費改定分の情報伝達ができているか。

◎各加盟園に周知していただきたいこと

※加盟園向け文書の活用とあわせて、以下ポイントを踏まえてご周知いただけますと幸いです。

- ・管内市町村が、令和 5 年度の人事院勧告に伴う人件費の改定額に係る通知を確認しているか。
- ・管内市町村が、旧通知の算式を利用して人件費の改定分を加盟園に通知していた場合、0.9（調整率）を用いて算出し、対応されているか。
- ・自園において、令和 5 年度の人件費改定額を積み上げた場合の基準金額を把握できているか。

当該基準金額に関しては、改定額の概算表（別添資料③）にて参照していただく。

令和 6 年 5 月 吉日

全日本私立幼稚園連合会

設置者・園長 各位

全日本私立幼稚園連合会

会 長 田中 雅道

経営研究委員長 佐々木慈舟

令和 5 年度人事院勧告に伴う人件費改定分の対応について

日頃より、本連合会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年度公定価格における人件費の改定分について、令和 6 年 3 月 8 日付で、国から一部改正の通知が出されました（別添資料①）。本通知では、改訂後の公定価格について令和 5 年度の人事院勧告に伴う人件費の改定率より低い公定価格とされていたことから、国は各都道府県に対し、「当初予算の公定価格と補正予算後の公定価格の差額」又は「旧通知の算式に 0.9（調整率）を乗じた額」のいずれかを、公定価格上の人件費の改定分として取扱い可能とする旨を示しています。しかしながら、一部の市町村によっては、各教育・保育施設における人件費改定分の対応がなされていない可能性があるとの情報を入手いたしました。本委員会としては、今一度、設置者・園長の皆様に対し、市町村から人件費改定分における通知及び対応を受けているかをご自園で確認していただきたく、以下のとおりご連絡いたします。

つきましては、ご対応いただきたい事項を記載いたしますので、「公定価格に関する FAQ（よくある質問）（Ver. 24）No. 221」（別添資料②）と改定額の概算表（別添資料③）をご参照いただき、状況に応じて、管内市町村にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

今後も本連合会より、必要な情報を適宜伝達させていただきますので、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

◎設置者・園長の皆様にご確認いただきたいこと

※以下ポイントを踏まえてご自園の状況をご確認いただけますと幸いです。

- ・管内市町村が、令和 5 年度の人事院勧告に伴う人件費の改定額に係る通知を確認しているか。

⇒管内市町村が確認していた場合：

当初予算の公定価格と補正予算後の公定価格の差額で対応されているか、もしくは旧通知の算式を利用して人件費の改定分を加盟園に通知されていた折は、管内市町村が 0.9（調整率）を用いて

算出し、対応されているかをご確認ください。

⇒管内市町村が確認していなかった場合：

ご自園の人件費改定分を確認し、管内市町村の担当窓口とご協議ください。

人件費改定分の金額を確認される際は、改定額の概算表（別添資料③）をご活用ください。別添資料③では、「令和 5 年度の人件費改定額を積み上げた場合の基準金額」と「旧通知の算式に 0.9（調整率）を用いて算出した金額」、双方をご確認いただくことができます。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（通知）」の一部改正の概要

1. 令和5年人勸の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応

旧通知の公定価格上の人件費の改定分の算式では人勸の影響額が過大に算定されていたため、令和6年3月8日付け「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」により、当初予算の公定価格と補正予算後の公定価格の差額又は旧通知の算式に0.9（調整率）を乗じた額のどちらかを、公定価格上の人件費の改定分とする取扱いも可能としていたところ。

既に旧通知の取扱いに沿って賃金を支払っていた事業者もあり、その場合は、その額が基準年度の賃金水準に反映されてしまうことから、過大に支払っていた部分については、基準年度の賃金水準から除くこととする。

2. 誓約書を提出することで計画書の作成・提出を不要とする

加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの適用を受けている施設は、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書に代えて誓約書を提出することで、計画書の作成・提出を不要とする。

3. 令和5年度の処遇改善等加算Ⅲの加算額の算定方法の変更（加算の平均取得率から加算の取得状況に応じた算定へ変更）に伴い、令和4年度の基準年度の賃金水準から令和4年度の加算Ⅲに係る部分を除く取扱いを例外的に行っていたが、基準年度が令和5年度となる場合はその取扱いが不要となるため、その部分を削除する。

4. 処遇改善等加算Ⅱに係る人数Aと人数Bの確保要件を通知にも位置付ける

処遇改善等加算Ⅱの要件として、人数Aを1人以上、人数B以上確保することを求めているが、要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない旨規定する。
※令和6年度より研修修了要件が人数Bは必須化されることから、当初よりFAQで示していた内容を同様に通知にも位置付けるもの。

5. 人勸の影響額の通知について、広域利用こども分の影響額は施設の所在する市町村において通知することを明確にする。

6. 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲの基礎職員数の算定において、4歳以上児配置改善加算を加える。

(参考1) 令和5年人勤を踏まえた公定価格の取扱い

事 務 連 絡
令和5年12月6日

各都道府県

子どものための教育・保育給付交付金ご担当者 様

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた
令和5年度補正予算における公定価格の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

表題の件について、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和5年こども家庭庁告示第15号。以下「改正告示」という。)が12月6日付けで公布され、令和5年4月1日に遡及して適用することとしております。

今般の改正の趣旨・内容及び留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、各都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係機関に対して周知いただくとともに、運用に遺漏のないよう配意願います。

記

1. 公定価格告示改正の趣旨・内容について

公定価格において、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる職員の人件費を引き上げるものであること(保育士・幼稚園教諭等人件費 +5.2%程度)。

2. 改定による引上げ分の使途等について

各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善の推進や処遇改善等加算の残額発生抑制に資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報(各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等)に基づき、今般の改定の影響額(追加支給見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分等の内訳等)を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。

今般の改定による公定価格の増額分は人件費であり、処遇改善等加算による賃金改善の起点にも反映すべきものであることから、迅速かつ確実に一時金等による賃金の

支払（実際の支払いが翌年度となる場合においても、今年度の追加的支払分であることを賃金の項目上明確に管理すること。）及び法定福利費等の事業主負担に充てるよう、各施設・事業者には指導するとともに、今般の改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者には要請すること。

3. 処遇改善等加算の取扱いについて

処遇改善等加算における賃金改善の起点となる「起点賃金水準」は「基準年度の賃金水準」に「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」（以下「人件費改定分」という。）を合算した水準としているが、令和5年度の処遇改善等加算における「人件費改定分」の算定に用いる改定率については、以下のとおりであること。

なお、提出済みの賃金改善計画書について今般の増額改定を反映した修正を行う必要はなく、当該計画書の再提出は不要であること。

＜令和5年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率＞

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所：	14.2%
基準年度が平成26年度の施設・事業所：	12.2%
基準年度が平成27年度の施設・事業所：	10.3%
基準年度が平成28年度の施設・事業所：	9.0%
基準年度が平成29年度の施設・事業所：	7.9%
基準年度が平成30年度の施設・事業所：	7.1%
基準年度が令和元年度の施設・事業所：	6.1%
基準年度が令和2・3年度の施設・事業所：	6.4%
基準年度が令和4年度の施設・事業所：	5.2%

【本件担当】

こども家庭庁保育政策課公定価格担当室
給付第一係
TEL：03-6858-0126

(参考 2) 公定価格 FAQ. No221 (令和 6 年 3 月 8 日)

問 処遇改善等加算の起点賃金水準に含まれる「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分(以下、「人件費の改定分」という。)」の算式で算定した金額と「令和 5 年度当初予算の公定価格に基づいて計算した金額と令和 5 年度補正を反映した公定価格に基づいて計算した金額との差額(以下、「改定による影響額」という。)」を比較した場合、「人件費の改定分」の金額の方が大きい、どのように対応すれば良いか。

答 令和 5 年度補正予算による公定価格の増額分は令和 5 年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が 4 年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えありません。なお、基準年度が令和 3 年度の場合は、令和 5 年度の当該差額に、「6. 4 % (基準年度が令和 3 年度の場合の人件費改定分に係る改定率) / 5. 2 % (基準年度が令和 4 年度場合の人件費改定分に係る改定率)」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えありません。また、基準年度が令和 2 年度以前の場合も、この考え方に準じて算定していただくことは差し支えありません。この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の改定分としてください。

また、上記の方法によるほか、事務負担が大きい場合には、人件費の改定分の＜算式 1＞に 0.9 の調整率を乗じて算定して差し支えありません。具体的には、以下の計算式となります。この金額から法定福利費等の事業主負担分＜算式 2＞を除いたものを人件費の改定分としてください。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額(増額改定を反映させた額)」×{「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}×0.9(調整率)

なお、上記 2 つの算定方法を用いるに当たって、人件費の改定分(調整率を乗じる前)と改定による影響額を比べていただく必要はありません。

【例】※他の加算は適用しないとした場合

保育所(20 人定員、20%地域)、処遇Ⅰの加算率：15%

各月の利用子ども数：4 歳以上児(標準時間)：20 人

(人勧反映前)

基本分単価：126,460 円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4 歳以上児(標準時間)：1,240 円

(人勧反映後)

基本分単価：131,550 円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4 歳以上児(標準時間)：1,290 円

①改定による影響額を用いた場合

単価の差額：(5,090+(50×0.15×100))×20×12= 1,401,600 円

②人件費の改定分の算式に 0.9 の調整率を乗じて算定した場合

・4 歳以上児(標準時間認定)：4,644,000×0.052÷0.15×0.9= 1,448,928 円

※加算当年度の加算Ⅰの(増額改定を反映させた)加算額：1290 円×0.15×100×20 人×12 月=4,644,000 円

(参考3) 技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)に関するよくあるご質問への回答 抜粋

問2 適当な対象者がいない場合、人数A、Bより少ない人数だけ処遇改善することはできますか。例えば、職務分野別リーダー等が1人もいない、という賃金改善も可能でしょうか。

(答)

副主任保育士等については、月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保した上で(人数Aに2分の1を乗じて得た人数が1未満となる場合には、確保不要)、その残余について職務分野別リーダー等の賃金改善に配分することが可能ですので、その結果として、副主任保育士等の数が人数Aより少なくなることは差し支えありません。

職務分野別リーダー等については、人数B以上の人数に5千円以上の賃金改善を行うことが必要です。

問6 副主任保育士・専門リーダー又は職務分野別リーダーのいずれか一方の処遇改善のみ行うことはできるのでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱを取得するためには、副主任保育士等と職務分野別リーダー等の両方の処遇改善を行うことが必要となります。

公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver. 24・令和6年3月8日時点版）（追加問）

No.	別保認家小事居	事項	問	答
				令和5年度補正予算による公定価格の増額分は令和5年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が4年度である場合、基準年度が令和3年度の増額分として取り扱って差し支えありません。なお、基準年度が令和3年度の場合は、令和5年度の当該差額に、「6.4%（基準年度が令和3年度の場合の人件費改定分に係る改定率）／5.2%（基準年度が令和4年度の場合の人件費改定分に係る改定率）」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えありません。また、基準年度が令和2年度以前の場合も、この考え方に準じて算定していただくことは差し支えありません。この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の増加分としてください。 また、上記の方法によるほか、事務負担が大きい場合には、人件費の改定分の＜算式1＞に0.9の調整率を乗じて算定して差し支えありません。具体的には、以下の計算式となります。この金額から法定福利費等の事業主負担分＜算式2＞を除いたものを人件費の改定分としてください。 ＜算式1＞ 「加算当年度の加算1の加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} ×0.9（調整率） なお、上記2つの算定方法を用いるに当たって、人件費の改定分（調整率を乗じる前）と改定による影響額を比べていただく必要はありません。 【例】※他の加算は適用しないとした場合 保育所（20人定員、20%地域）、処遇Ⅰの加算率：15% 各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人 （人勤反映前） 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円 （人勤反映後） 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円 ①改定による影響額を用いた場合 単価の差額：（5,090+（50×0.15×100））×20×12= 1,401,600円 ②人件費の改定分の算式に0.9の調整率を乗じて算定した場合 ・4歳以上児（標準時間設定）：4,644,000×0.052÷0.15×0.9= 1,448,928円 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定を反映させた）加算額：1,290円×0.15×100×20人×12月=4,644,000円
				令和5年度補正予算による公定価格の増額分には、処遇改善等加算のうちの特定加算額の増額分も含まれています。このため、当該増額分を（基準型年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分）と特定加算見込（実績）額で二重にカウントすることを防ぐため、この場合の特定加算見込（実績）額は、令和5年度補正予算反映前の処遇改善等加算の単価を用いて算定を行ってください。 【実績報告書における記載例】※他の加算は適用しないとした場合 保育所（20人定員、20%地域）、処遇Ⅰの加算率：15%、加算Ⅰ新規事由に係る加算率：2% 各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人 （人勤反映前） 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円 （人勤反映後） 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円 単価の差額：（5,090+（50×0.15×100））×20×12= 1,401,600円 特定加算実績額：1,240×0.02×100×20×12=595,200円 別紙様式6 （2）加算実績額 ②特定加算実績額：595,200円 （3）賃金改善等実績総額 ⑨基準型年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分：1,401,600円（※実際には、左記の金額から法定福利費等の増加分を除いた金額を記載）
新規	〇	〇	〇	「No. 221」について、改定による影響額を用いた場合、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの新規事由がある場合の特定加算見込（実績）額はどのように算定すればいいでしょうか。

令和5年度人事院勧告による改定額の概算表

加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に関わる加算率 人勧分 5.2%

幼稚園（その他地域）

1号定員 15人まで	3歳児（満3歳児含む） 0 人	4歳以上児 0 人
--	---	---

改定による影響額を用いた場合 0	旧通知の算式 0	旧通知×0.9（調整率） 0
--	--	--

認定こども園（その他地域）

1号定員 15人まで	3歳児（満3歳児含む） 0 人	4歳以上児 0 人
--	---	---

2・3号定員 10人まで	乳児 0 人	1、2歳児 0 人	3歳児 0 人	4歳以上児 0 人
--	--	---	---	---

改定による影響額を用いた場合 0	旧通知の算式 0	旧通知×0.9（調整率） 0
--	--	--

※ 白背景のセルのみ園の加算率や定員、園児数などをご入力ください。

※ 上記の金額は各園の目安となるものであり、年度途中や月途中の入園などについての詳細な計算ができるものではありません。おおよその年間平均園児数をご入力ください。

※ 幼稚園、認定こども園共に「その他地域」のみの概算となりますので、それ以外の地域につきましては、概算でた額に地域率を乗じてください。

※ 認定こども園の2・3号園児については「標準時間」の公定価格のみを使用しておりますので、「短時間」につきましては計算できません。おおよその額を減じて推定ください。

全日本私立幼稚園連合会 会則

第1章 総 則

《名称》

第1条 本会は、全日本私立幼稚園連合会（略称「全日私幼連」）という。

《事務所》

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目2番25号私学会館内におく。

第2章 目的及び事業

《目的》

第3条 本会は、都道府県私立幼稚園団体相互の提携協力によって、私立幼稚園及び私立の認定こども園（以下、これを「私立幼稚園等」と呼ぶ。）の自主性と公共性を発揮し、幼児教育の振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）幼児教育に関する調査研究
- （2）私立幼稚園等の管理運営に関する調査研究
- （3）私立幼稚園等の充実振興のための渉外活動
- （4）私立幼稚園等教職員の資質向上及び福利厚生
- （5）そのほか目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

《会員》

第5条 本会は、都道府県私立幼稚園団体（都道府県の一つの団体をいい、以下「団体」という。）をもって組織する。

2 団体が所属すると認める私立幼稚園等は、本会の会員とする。

3 団体は、所属する会員について、別に定める様式により本会に報告するものとする。その会員に異動があった場合も又同様とする。

《会費の納入》

第6条 会員は、別に定めるところにより、所属する団体を経て会費を納入しなければならない。

《地区会》

第7条 本会は、別に定めるところにより、地区会をおく。

第4章 役員

《役員》

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 理事 100名以内
- (4) 常任理事 20名
- (5) 監事 3名

2 本会に、会務執行のため必要があると認められるときは、別に定めるところにより、役員として、専務理事をおくことができる。

《役員の選任》

第9条 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。

- 2 理事は、評議員の中から団体において選任する。
- 3 常任理事は、理事の中から別に定める地域において選任する。
- 4 監事は、評議員の中から総会において選任する。
- 5 本条第4項にかかわらず、会長は、第8条(5)の監事3名に加えて、常任理事会の決議により、評議員の地位に有さない監査業務に関する有識者及び専門家に対して監事の職務を委嘱することができる（以下、これを「外部監事」と呼ぶ）。
- 6 前各項に規定する役員の選任方法については別に定める。

《役員の職務》

第10条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名した副会長が、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。
- 4 常任理事は、常任理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。
- 5 監事（外部監事も含む。以下、同じ）は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること
 - (2) 本会の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
- 6 監事の監査に関しては別途監事監査規程を定める。

《役員任期》

第11条 第8条第1項に定める役員の任期は、2年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、会長の職については、連続3期を限度とする。
- 3 役員は、その任期満了等の後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

- 4 外部監事の任期は1年以上2年以内とし、再任されることができる。

《役員解任》

第12条 会長、副会長、専務理事、理事、常任理事および監事が、次の各号の一に該当する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

《役員報酬》

第13条 第8条第1項に定める役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

- 2 役員は、別に定める旅費、宿泊費及び日当を受けることができる。
- 3 外部監事の報酬は、適正妥当な範囲で会長が定める。

第5章 評議員

《評議員》

第14条 本会に、評議員200名以内を置く。

- 2 評議員は、会員の中から団体において選任する。
- 3 評議員は、総会の構成員とし、その所管事項を決定する。
- 4 評議員については、第11条及び前条の規定を準用する。

第6章 顧問

《顧問》

第15条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任されることができる。

第7章 会議

《会議及び招集》

第16条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会、団体長会及び委員会並びにその他の会議とし、会長がこれを招集する。

《総会》

第17条 総会は、評議員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 評議員現在数の5分の1以上の者から書面による総会の要求があったときは、50日以内に開催しなければならない。

- 3 総会の運営は、別に定める総会議事規則による。
- 4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の承認
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項

《理事会》

- 第 18 条 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事及び委員会委員長をもって構成し、会務執行上必要な事項を議決する。
- 2 理事会の議長は、そのつど互選する。

《常任理事会》

- 第 19 条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事及び委員会委員長をもって構成し、会務執行上必要な事項を決定する。
- 2 常任理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

《団体長会》

- 第 20 条 団体長会は、各団体の団体長をもって構成し、次の事項を審議する。
- (1) 会費の負担に関する事項
 - (2) 組織・機構の改革に関する事項
 - (3) 団体及び地区会に関する事項
 - (4) その他常任理事会が必要と認めた事項
- 2 団体長会の議長は、そのつど互選する。

《委員会》

- 第 21 条 本会に次の委員会をおく。
- (1) 総務委員会
 - (2) 政策委員会
 - (3) 教育研究委員会
 - (4) 経営研究委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 102 条園委員会
 - (7) 認定こども園委員会
- 2 委員会の構成及び所管事項については別に定める。
 - 3 委員会に委員長及び副委員長をおく。
 - 4 委員会の委員長は、評議員の中から常任理事会において選任する。
 - 5 委員会の副委員長は、委員会において互選する。
 - 6 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に都合のあるときは副委員長がこれにあたる。
 - 7 委員長については、第 12 条の規定を準用する。

《その他の会議》

第 22 条 会長は、第 16 条に規定する会議のほか、会務執行のため必要な場合は、これに必要な構成員による会議を開催することができる。

2 前項の会議で協議された事項は、直近の常任理事会に報告しなければならない。

《定足数》

第 23 条 会議は、この会則で別に定めるものを除き、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。この場合において、やむを得ない理由のため出席できない構成員が、予め書面をもって会議の決定に委任したものは、出席したものとみなす。

《代理出席》

第 24 条 総会、理事会及び団体長会の会議において、やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、その所属する団体の役員を代理人として、書面により会長に届け出て出席させることができる。この場合において、その出席者は構成員とみなす。

《議決》

第 25 条 会議の議事は、この会則で別に定めるものを除き、出席者（議長を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

《会員への告知》

第 26 条 総会の議決事項その他必要な議決事項は、総会開催日の 7 日前までに会員に告知する。但し、緊急の必要がある場合はこの限りでない。

《議事録》

第 27 条 総会、理事会、常任理事会及び団体長会の会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから選出された 2 名以上が、署名捺印しなければならない。

第 8 章 会計

《経費の支弁》

第 28 条 本会の経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

《会費》

第 29 条 会費は、別に定める基準により、理事会の議決を経て、総会で承認する。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

《会計年度》

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

《予算及び決算》

第31条 本会の予算は、当該年度の事業計画とともに理事会の議決により定め、直近の総会に報告し、その承認を得なければならない。

- 2 本会の収支決算及び当該年度の事業報告は、年度終了後すみやかに監事の監査に付し、その報告とともに理事会の議決を経て、会計年度終了後、原則として2カ月以内に総会に報告し、その承認を得なければならない。

《予算の補正》

第32条 既定予算の成立後に補正の必要があるときは、常任理事会においてこれを決定し、直近の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

《特別会計》

第33条 本会は、必要があるときは、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

《借入金》

第34条 本会が経費支弁のため資金の借入をしようとするときは、当該会計年度内に償還する借入金については、予め常任理事会の承認を得なければならない。当該会計年度を超える借入金については、予めこれを予算に計上しなければならない。

第9章 会則の変更及び解散

《会則の変更》

第35条 この会則は、総会において出席評議員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

《解散及び残余財産の処分》

第36条 本会は、総会において評議員の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

- 2 解散に伴う残余財産の帰属については、総会の議決によって決する

第10章 事務局

《事務局》

第37条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に、職員若干名をおく。
- 3 事務局に、参与をおくことができる。
- 4 前二項に規定する職員、参与の任免は、常任理事会の同意を得て会長が行う。

- 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第 11 章 補 則

《細則》

第 38 条 この会則の施行細則は、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 会則の施行細則以外の規定は、特別の定めがある場合を除き、常任理事会において定める。

附 則

- 1 この改正会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正会則は、平成 10 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 3 この改正会則は、平成 14 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 4 この改正会則は、平成 16 年 5 月 26 日の定時総会から施行する。
- 5 この改正会則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。
- 6 この改正会則は、平成 20 年 5 月 28 日の定時総会から施行する。
- 7 この改正会則は、平成 22 年度の定時総会の日から施行する。
- 8 この改正会則は、平成 24 年度の定時総会の日から施行する。
- 9 この改正会則は、平成 25 年度の定時総会の日から施行する。
- 10 この改正会則は、平成 25 年度の定時総会の日から施行する。
- 11 この改正会則は、令和 4 年度の定時総会の日から施行する。
- 12 この改正会則は、令和 5 年度の定時総会の日から施行する。
- 13 この改正会則施行の際、現に従前の会則により施行されているものについては、この改正会則により施行されたものとみなす。

全日本私立幼稚園連合会 会則施行細則

第1条 この細則は、会則第39条の規定に基づき、会則の施行について必要な事項を定める。

《会員の報告》

第2条 会則第5条第3項の規定による会員についての報告は、別に定める様式により、会長の指定した期日（異動の場合はそのつど。）に行うものとする。

《地区会》

第3条 会則第7条の規定による地区会は、全国都道府県を次の地区に区分しておくものとし、地区における研修会等研究活動及び地区内各団体の運営、中央・地方の連絡調整等を協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 北海道地区（北海道）
 - (2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
 - (3) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨）
 - (4) 東京地区（東京）
 - (5) 神奈川地区（神奈川）
 - (6) 東海北陸地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
 - (7) 近畿地区（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）
 - (8) 大阪地区（大阪）
 - (9) 中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
 - (10) 四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）
 - (11) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
- 2 地区会会長及び副会長は、会則第14条第2項の規定により選任された評議員の中から、地区会で選任する。
- 3 地区会の構成及び運営について必要な事項は、地区会が定める。
- 4 会長は、必要があると認める時は、地区会会長会議を招集することができる。

《会長及び副会長の選任》

第4条 会則第9条に規定する会長の選任は、次に定めるところによる。

- (1) 理事会は、会員の中から候補者を選出し、総会に付議する
 - (2) 前項の場合において必要がある時は、理事会に候補者選考のための小委員会を置くことができる
 - (3) 前項に規定する小委員会の構成及び運営については理事会で定めるところによる
- 2 会則第9条に規定する副会長の選任については前項の規定を準用する。この場合において会長候補者は理事会（小委員会を置く場合には小委員会）に対し意見を述べることができる。

《監事の選任》

第5条 会則第9条に規定する監事は、次の地区ブロック毎にそれぞれ1名を、当該ブロックの団

体の代表者の協議により、理事以外の評議員の中から推薦した者について、総会において選任する。

- (1) 北海道、東北、東海北陸地区
- (2) 関東、東京、神奈川地区
- (3) 近畿、大阪、中国、四国、九州地区

《理事の選任》

第6条 会則第9条に規定する理事は、団体毎に第8条の規定により選任された評議員の中から、会員200園までは1名、これを超える場合は200園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

- 2 前項の規定により、理事を選任した時は、これを会長に報告する。その理事の任期中において、選任の異動があった場合においてもまた同様とする。

《常任理事の選任》

第7条 会則第9条に規定する常任理事は、別表に定める地域（以下、本条及び第10条第2項において「地域」という。）ごとに同表に定める数をそれぞれの地域において理事の中から選任する。

- 2 別表は、会長の任期が満了する年度の10月1日現在の会員数に基づきドント方式により2年ごとに更新するものとする。
- 3 第1項の規定により常任理事を選任した時は、地域は速やかに会長に報告するものとする。その理事の任期中において異動があった場合においても同様とする。

《評議員の選任》

第8条 会則第14条に規定する評議員は、団体毎にその所属する会員の中から、会員100園までは2名、これを超える場合は50園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定により、評議員を選任した場合に、これを準用する。

《専務理事》

第9条 会則第8条第2項の規定による専務理事は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 専務理事は、会務のうち常任理事会が決定した事項について、常時その執行にあたる。
- 3 専務理事の報酬は、常任理事会の同意を得て、会長が定める。

《委員会の構成及び運営》

第10条 会則第21条に規定する委員会は、委員長並びに副委員長及び委員（副委員長を含み10名を基準とする。）で構成するものとし、所管事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ① 会務の総括に関する事項
 - ② 予算・決算・会計その他の財務に関する事項
 - ③ 組織の機能強化に関する事項

- ④ 各種会議に関する事項
- ⑤ 保険融資等に関する事項
- ⑥ 事務局に関する事項
- ⑦ 全日本私立幼稚園PTA連合会に関する事項
- ⑧ 他の委員会の所管に属さない事項
- (2) 政策委員会
 - ① 私立幼稚園等の振興政策の企画・立案に関する事項
 - ② 私立幼稚園等にかかる法制度に関する事項
- (3) 教育研究委員会
 - ① 私立幼稚園等の教育にかかる研究並びに研修の企画・実施に関する事項
 - ② 地区における教育研究事業への協力に関する事項
 - ③ 私立幼稚園等の教育にかかる資料等の作成及び調査統計等に関する事項
- (4) 経営研究委員会
 - ① 私立幼稚園等の会計その他の財務並びに税務対策の研究及び指導に関する事項
 - ② 私立幼稚園等教職員の勤務条件・福利厚生等の研究及び指導に関する事項
 - ③ 私立幼稚園等設置者の後継者養成に関する事項
 - ④ その他私立幼稚園等の経営の研究・指導及び調査統計等に関する事項
- (5) 広報委員会
 - ① 私幼時報、こどもがまんなかしんぶん等の発行に関する事項
 - ② その他広報にかかる調査統計等に関する事項
- (6) 102条園対策委員会
 - ① 102条園振興助成対策の検討及び推進に関する事項
 - ② その他102条園の経営研究等に関する事項
- (7) 認定こども園対策委員会
 - ① 認定こども園にかかる制度及び運営に関する事項
 - ② その他認定こども園特有の課題等に関する事項
- 2 地域は、委員会の委員として別表に定める数の委員を推薦することができる。
- 3 委員会の委員は、前項の規定により地域の推薦した者について常任理事会が決定する。
- 4 102条園委員会及び認定こども園委員会については、常任理事会が会務執行上必要があると認めた場合、若干名の専門委員をおくことができる。
- 5 副委員長は、総会、理事会及び常任理事会に出席し、所属する委員会の所管事項について説明し及び意見を述べることができる。

《会費の算出》

- 第11条 会則第29条第1項の規定による会員の会費は、〔園割会費〕＋〔園児割会費〕×〔当年度5月1日現在の都道府県私立幼稚園団体報告による園児数〕をもって算出する。
- 2 前項の園割会費及び園児割会費の額は、毎年度の予算案決定までに、団体長会で審議し、理事会の議決を経て定める。
 - 3 会費は、機関誌の購読料を含むものとする。

《正副会長推薦委員会運営内規の廃止》

第12条 正副会長推薦委員会運営内規は廃止する。

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正細則は、平成 6 年 5 月 25 日の定時総会から施行する。
- 3 この改正細則は、平成 6 年 8 月 1 日の理事会から施行する。
- 4 この改正細則は、平成 10 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 5 この改正細則は、平成 12 年 5 月 26 日の定時総会から施行する。
- 6 この改正細則は、平成 14 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 7 この改正細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正細則中、第 4 条の改正規定及び第 12 条の規定は、平成 15 年 9 月 29 日から施行し、その他の規定は、平成 16 年 5 月 26 日の定時総会から施行する。
- 9 この改正細則は、平成 16 年 9 月 22 日から施行する。
- 10 この改正細則は、平成 22 年度の定時総会の日から施行する。
- 11 この改正細則は、平成 24 年度の定時総会の日から施行する。
- 12 この改正細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正細則は、平成 30 年 10 月 2 日の理事会から施行する。
- 14 この改正細則は、令和 4 年 5 月 9 日の団体長会・理事会合同会議から施行する。
- 15 この改正細則施行の際、現に従前の細則により施行されているものについては、この改正細則により施行されたものとみなす。

全日本私立幼稚園連合会 基本積立金等の設置及び管理運営に関する要綱

(目的)

- 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という。）は、資産の管理運用を適切に行うため、基本積立金及びその他の基金を設置して、これに必要な事項を定めその管理運営を行うものとする。

(基本積立金等の設置)

- 2 全日私幼連は、一般会計の固定資産として基本積立金及び大河内・由田基金、又、その他の固定資産として国際交流基金及び財政運用基金を設置するものとする。

(資産の管理運営)

- 3 全日私幼連は、資産を適正かつ有効に活用するため、その管理運営を次のとおり行うほか、資金の管理運用は、安全、確実かつ有利な方法によって行うものとする。ただし、その果実は、一般会計の雑収入として予算に組み入れ、必要な経費に充てるほか、総会が所要の積立額を認めたときは、その組み入れを行うものとする。
 - (1) 基本積立金は、事業経営の安定化を図るため、基本財産として積立を行い、取り崩しをしてはならないものとする。
 - (2) 大河内・由田基金は、大河内四郎氏（愛知県・元希望幼稚園理事長）及び由田浩氏（千葉県・元富貴島幼稚園理事長）の遺徳を讃え、基本財産として積立を行い、取り崩しをしてはならないものとする。ただし、その果実は、その趣旨を踏まえた事業の必要経費に充てることができる。
 - (3) 国際交流基金は、幼児教育に関する海外交流等の事業を行うため、その他の固定資産として積立を行い、総会の議決に基づいて取り崩す場合のほか、取り崩しをしないものとする。ただし、その果実は、全日私幼連が幼児教育に関する海外交流等の事業を行う場合の必要経費に充てることができる。
 - (4) 財政運用基金は、事業経営の健全化を図るため、その他の固定資産として積立を行い、原則として取り崩しをしないものとする。ただし、その果実は、事業経営の健全化を図るための必要経費に充てるほか、その資金が不足し、当該基金の取り崩しを必要とする場合は、理事会の同意をえて、これを行うことができる。

(記念事業等の実施)

- 4 基本積立金等の運用に伴う果実については、資金の有効活用を図るため、次の事業を企画して実施するものとする。

- (1) 大河内・由田基金については、その遺徳を讃える記念事業を行い、幼児教育において特に優れた実績等があった者又は私立幼稚園等に対して表彰状、記念品等を贈ること。
- (2) 国際交流基金については、幼児教育に関する海外調査又は国際交流に係る事業を行い、その事業に必要な助成金等を支出すること。

(報告)

- 5 資産の管理運営については、その実施状況を総会等に報告するものとする。

(その他)

- 6 この要綱に定めのない事項は、必要に応じて別に定めるものとする。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成 9 年 11 月 18 日から施行する。
 - 2 この改正要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行する。

全日本私立幼稚園連合会 災害対策基金の設置及び管理運営に関する要綱

(目的)

- 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という。）は、全日私幼連の会員である私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）が天災その他で災害を受けた場合（慶弔規程第 15 条参照）に災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給をするため、災害対策基金（以下「基金」という。）を設置して、その管理運営を行うものとする。

(基金の設置)

- 2 全日私幼連は、一般会計の災害積立金として基金を設置するものとする。

(基金の積立額)

- 3 基金の積立額は、当面 1 億円を限度として、その金額に達するまで、毎年度、次に掲げる資金により積立を行うものとする。
 - (1) 一般会計の災害積立金
 - (2) 賛助金、寄附金等の収入
 - (3) 基金の果実収入

(基金の管理運営)

- 4 基金の運営は、以下の各号により行うものとする。
 - (1) 基金の管理運営は、災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設けて行うものとし、その委員には、会長、副会長、総務委員長及び専務理事をもって充てるものとする。
 - (2) 委員会の開催は、会長が必要と認める場合に招集するものとする。ただし、委員会は、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、出席した委員によって会議を開催し、所要事項を決定するものとする。
 - (3) 基金の経理は、その他の経理と区別して行うものとする。
 - (4) 基金の支出は、第 1 項の目的を達成するため、被災の状況に応じ、死亡した園児又は教職員への見舞金、被災した私立幼稚園に対する見舞金又は当該都道府県私立幼稚園団体（以下「当該都道府県団体」という。）の初期対応に必要な経費について行うものとする。
 - (5) 前号の支出は、激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）等が適用された災害及び私立幼稚園の被害額の大きな災害で委員会が認めた場合に行うものとする。
 - (6) 基金の管理運用は、安全、確実かつ有利な方法により行うものとする。

(見舞金の支給額)

5 見舞金の支給は、以下の各号により行うものとする。

(1) 見舞金の支給額は、次の区分により委員会が決定した金額によるものとする。

- ① 死亡した園児又は教職員への見舞金 1人あたり10万円
- ② 被災した私立幼稚園に対する見舞金 次に定める額

被害額		見舞金の額
100万円以上	300万円未満	10,000円
300万円以上	500万円未満	30,000円
500万円以上	1,000万円未満	50,000円
1,000万円以上		100,000円

③ 当該都道府県団体の初期対応活動費 1団体あたり50万円を限度

(2) 委員会は、災害の発生後、速やかに当該私立幼稚園及び当該都道府県団体等から被害状況等の報告を受け、当該地区会会長及び当該団体長の意見等を聴いて当該私立幼稚園及び当該都道府県団体等に対する支給額を決定するものとする。

(3) 前項の支給額は、当該都道府県団体を通じて支給するものとする。

(基金の補填)

6 全日私幼連は、基金の支出があった場合において、資金が著しく不足すると思われるときには速やかに所要の補填策を講ずるものとする。

(報告)

7 基金の管理運営については、その実施状況を総会等に報告するものとする。

(その他)

8 この要綱に定めのない事項は、委員会が必要に応じて別に協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年11月18日から施行する。

2 この改正要綱は、平成14年5月29日から施行する。

3 この改正要綱は、平成16年9月13日から施行する。

4 この改正要綱は、平成20年9月2日から施行する。

5 (1)この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(2)改正前の要綱に基づき積み立てた災害対策基金は、施行日において改正要綱に基づき積み立てた基金とみなす。

全日本私立幼稚園連合会 旅費規程

1 会議に係る出席者旅費は、次のとおり算定して支給するものとする。

- (1) 交通費は、通常、一般的に利用する列車料金又は航空料金によって算定する。
- (2) 列車料金は、次の各号によって算定する。
 - ① 運賃は、航空機を利用する区間を除き、列車を利用する最寄り駅から会議開催地までの最短の乗車区間の普通往復運賃とする。ただし、最低運賃は、1,000 円とする。
 - ② 急行料金は、列車を利用する区間が 50km 以上 100km 未満の場合に加算する。
 - ③ 特急料金は、列車を利用する区間が 100km 以上の場合に加算する。
 - ④ 遠隔地手当は、列車又は航空機を利用する区間が 500km 以上 1,000km 未満の場合に、2,000 円。又 1,000km 以上の場合に 4,000 円を加算する。
- (3) 航空料金は、航空機を利用する最短の搭乗区間による往復の航空賃とする。
- (4) 日当は、会議に出席するための日数に応じ、1 日あたり 2,000 円とする。
- (5) 宿泊費は、会議に出席するための宿泊数に応じ、1 泊あたり 12,000 円とする。

2 事業等に係る出張者旅費は、次のとおり算定して支給するものとする。

- (1) 会議以外の事業等による出張者旅費は、次の基準による。

区分	交通費	日当	宿泊費
正副会長、専務理事	1 (1)～(3)・グリーン	3,000 円	15,000 円
役員、事務局長、会員	1 (1)～(3)	3,000 円	15,000 円
事務局職員、その他	1 (1)～(3)	3,000 円	12,000 円

- (2) 日当は、必要な出張日数により、又宿泊費は、必要な宿泊数により算定する。
- (3) 本会の役員が関係団体の要請を受けて事業等出張する場合の旅費は、当該要請を行なった団体の負担によるものとする。ただし、当該要請を行なった団体の支給する旅費が 1) の基準に達しない時は、本会がその差額を支給する。
- (4) 本会役員が関係団体の要請を受けて当該団体の祝賀行事に出席する場合の旅費は、本会が負担する。
- (5) (3)及び(4)の場合において、本会が旅費を負担する対象となる役員は、本会が派遣又は推薦あるいは依頼した者に限るものとする。
- (6) その他、会長が特に必要と認めて出張する場合の旅費は、本会が負担する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正規程は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この改正規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

全日本私立幼稚園連合会 慶弔規程

第1章 目 的

第1条 この規程は、全日本私立幼稚園連合会の慶弔に関する事項を定めるものとする。

第2章 慶 事

第2条 加盟園が周年記念祝典（満10年を単位とするものをいう。以下同じ。）を行う場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第3条 加盟園が園舎を新築、又は増改築して落成の祝典を行う場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第4条 理事長・設置者・園長が幼児教育功労者として、国から褒章、叙勲、又は大臣表彰を受けた場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第5条 前条の場合において幼児教育功労者の祝賀会が開催され、会長が会を代表して出席する場合には、祝金10,000円をおくることができる。

第6条 都道府県団体が周年記念祝典を開催する場合には、祝辞（祝電）をおくり、会長が会を代表して出席する場合には、祝金30,000円をおくることができる。

第7条 市区町村団体が周年記念祝典を開催する場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第8条 関係団体等が周年記念行事等を開催する場合には、祝辞（祝電）をおくる。また、その周年記念行事等に正副会長が会を代表して出席する場合には、正副会長で協議し、50,000円を限度に祝金をおくることができる。

第3章 弔 事

第9条 加盟園の理事長・設置者・園長が死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくることができる。

第10条 加盟園の元、前理事長・設置者・園長が死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくることができる。

第11条 加盟園の教職員が公務中に死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくことができる。

第12条 関係団体等の関係者が死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくる。

第13条 第9条から前条までの場合において、会長が会を代表して葬儀又は告別式に出席する場合には、香典 10,000 円をおくる。

第4章 見 舞

第14条 理事及び評議員が1カ月以上の入院又は同程度以上の加療を要する場合には、見舞金として 10,000 円をおくることができる。

第15条 加盟園が天災その他で災害を受けた場合は、別に定める「災害対策基金の設置及び管理運営に関する要綱」の規程により見舞金を支給する。

第5章 通 知

第16条 この規程に定める取り扱いは、第4条、第5条、第8条及び第12条に規定する場合を除き、加盟園が所属する都道府県団体長よりの通知に基づいて行うものとする。

第6章 その他

第17条 前各条に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたときは、正副会長で協議し、慶弔の措置ができるものとする。

第18条 この規程の改廃は、常任理事会の議決を経て施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、本規程施行前の慶弔規程は廃止する。

慶事、弔事、見舞報告書

平成 年 月 日

団体名

報告者

慶事	内 容			
	指定月日	平成 年 月 日		
	送付場所	〒 ☎		
弔事	幼稚園名	幼稚園		
	逝去者名		役職名	
	送付場所	〒 ☎		
	喪 主			
	指定月日	平成 年 月 日		
見舞	幼稚園名	幼稚園		
	氏 名		役職名	
	内 容			

全日本私立幼稚園連合会 総会議事規則

第1章 総則

第1条 この規則は、全日私幼連会則第17条の総会を円滑に運営することを目的とする。

第2条 この規則に定めのない事項で必要なことは、その都度総会で決めることができる。

第2章 招集

第3条 総会を招集するとき、会長が1カ月以前に開会の日時、会期、目的、議事その他必要事項を通知する。ただし緊急の臨時総会ではこの限りではない。

第3章 司会者

第4条 司会者は、総務委員長があたる。

第5条 司会者は、次の任務を行う。

- (1) 開会及び閉会の宣言
- (2) 議長が選出されるまでの間、本会議の運営にあたる
- (3) 規則に基づく議事運営委員会を設け、委員を指名する
- (4) 議長の紹介を行う

第4章 資格審査と議事運営委員会

第6条 評議員の資格を審査し、議事の円滑な運営を図るため、議事運営委員会を設ける。

第7条 議事運営委員会は、総会においては各地区会単位に選出された1名の評議員と常任理事1名で構成する。

第8条 議事運営委員長は、資格審査の結果を総会に報告する。

第9条 議事運営委員会は、本会議から付託された場合、又は議事運営委員会の議決により次の事項を審議し、その結果を本会議に答申した後、承認を得てこれを実施する。

- (1) 議事日程の構成に変更のある場合の措置
- (2) 来賓の祝辞、祝電の取扱い
- (3) 会議の混乱、その他事故のある場合の措置
- (4) 動議の受付並びに取扱い
- (5) 議事運営について必要な事項

第5章 議長

第10条 総会の議長は、評議員の中から2名を選出する。

第11条 議長の主たる任務は、次の通りである。

- (1) 議長は総会を代表し、議場の秩序を保持し、議場を整理する
- (2) 議長は総会の成立を宣言する
- (3) 議長は議事録署名人2名を指名する

第6章 議事

第12条 会議で発言しようとするときは、すべて議長に通告（挙手）し、その指名を受けなければならない。

第7章 議案の提出と審議

第13条 議案とは会議の意思を決定し、又は表示することを目的とするもので予め文書で提出された独立の案件をいう。

第14条 総会議案を提出できるものは次の通りとする。

- (1) 常任理事会
 - (2) 地区会
 - (3) 都道府県団体
 - (4) 会議が特に認めたもの
- 2 前項、(2)(3)(4)のところより提出される議案は、総会の15日前までに提案理由その他を付して文書で会長に提出しなければならない。
- 3 会長に提出された議案は、議事運営委員会の審議を経て、議長が本会議に諮らなければならない。

第15条 会議中緊急の必要に基づいて追加議案を提出しようとするときは、文書をもって議長に提出しなければならない。

- 2 追加議案が提出されたときは、議長はその取扱いを議事運営委員会の審議を経て、本会議に諮らなければならない。
- 3 議長は、本会議に諮って追加議案の提出時期を予め制限することができる。

第16条 議案は、本会議で審議する。

第8章 採決

第17条 議長は、採決の方法をその都度会議に諮って決める。可否同数の場合は議長が決する。

第9章 議事録

第18条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の種類
 - (2) 開催の場所
 - (3) 開会及び閉会の時
 - (4) 議長の氏名
 - (5) 報告事項の要点と質疑の概要
 - (6) 議案とその決定までの審議の概要
 - (7) 動議とその決定までの概要
 - (8) 採決の方法及び可否の数
 - (9) 選挙についての経過
 - (10) その他必要と認める事項
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人の署名、捺印がなければならない。

附 則

- 1 この規則は、評議員総会の議決を経なければ改廃できない。
- 2 この規則は、平成5年5月31日より施行する。
- 3 この改正規則は、平成15年5月27日から施行する。
- 4 この改正規則は、平成24年度の定時総会の日から施行する。

全日本私立幼稚園連合会 永年勤続表彰推薦規定

1. 私立幼稚園に勤務した年数が通算して下記に該当する教職員（園長・教員・職員）。
 - (1) 20 年以上の者〔20 年以上 30 年未満で既存団体で現在までに表彰を受けていない者〕
 - (2) 30 年以上の者〔20 年で表彰を受け、その年数が 30 年以上になった者、及び 40 年未満で既存団体で現在まで表彰を受けていない者〕
 - (3) 40 年以上の者〔30 年で表彰を受け、その年数が 40 年以上になった者、及び 40 年以上で既存団体で現在まで表彰を受けていない者〕
 - (4) 50 年以上の者〔40 年で表彰を受け、その年数が 50 年以上になった者、及び 50 年以上で既存団体で現在まで表彰を受けていない者〕
2. 推薦・報告の方法は次のとおり。
 - (1) 加盟幼稚園設置者より、下記様式により各所属都道府県団体の団体長に推薦する。
 - (2) 都道府県団体長は前記推薦を調査の上、20 年以上、30 年以上、40 年以上、50 年以上のそれぞれに、氏名、年齢、幼稚園名、勤務年数、園長、教員、職員の別に一覧表を作成して前記推薦書を添付して推薦する。
 - (3) 勤務年数の計算方法については、都道府県団体長が定める。
 - (4) 表彰者の決定は、各所属都道府県団体の推薦により、会長が決定する。
 - (5) 平成○年○月○日（○）までに全日私幼連へ報告する。

【推薦書様式例】

ふりがな 氏 名		年齢	歳
ふりがな 現勤務園名	幼稚園	園長、教員 職員の別	
本人の住所	〒		
職歴	昭和 年 月～平成 年 月		計 年 月
上記のとおり推薦いたします 平成 年 月 日 幼稚園名 _____ 園所在地 _____ 設置者名 _____ 印			